

「公益目的支出計画」実施完了のお知らせ

令和8年9月

一般社団法人 寒地港湾空港技術研究センター

当センターは、公益法人制度改革に伴い、平成25年(2012年)4月1日に一般社団法人へ移行しました。

その際、一般社団法人移行時の公益目的財産残額については、公益目的事業の支出によって零とすることとなっており、当センターは17年間で零とする「公益目的支出計画」を提出し、公益目的事業を毎年積極的かつ着実に実施してまいりました。

この度、公益目的事業が公益目的支出計画より4年間早い13年間で完了したことから、令和8年(2026年)6月23日に「公益目的支出計画の実施完了確認請求書」を提出、

9月14日付けで内閣府公益認定等委員会より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」を受領いたしました。

これにより当センターにおける一般社団法人移行に係る手続きは全て完了しましたのでお知らせいたします。

別添：公益目的支出計画実施完了の確認書（写し）

【公印・契印（省略）】

府 益 担 第 5 1 7 号
令 和 8 年 9 月 1 4 日

一般社団法人寒地港湾空港技術研究センター
代表者 横田 弘 殿

内閣総理大臣
高市 早苗

公益目的支出計画の実施完了の確認書

貴法人から令和8年6月23日付けでされた、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第124条の規定に基づく公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求について、公益目的支出計画の実施が下記の日に完了したことを確認します。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日 令和8年3月31日